

大野市分別収集計画

平成 22 年 6 月 15 日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、廃棄物循環型のごみゼロ社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する全ての主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

平成 18 年 4 月から、大野・勝山地区広域行政事務組合によるごみ処理施設並びに最終処分場が稼動となり、循環型社会の構築と最終処分量の削減に向け、「リデュース」（発生抑制）、「リユース」（再使用）、「リサイクル」（再資源化）の 3R の推進が、これまで以上に求められているところである。

このような状況のなか、本計画は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第 8 条に基づいて一般廃棄物に大量に含まれている容器包装廃棄物等を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の 3R の推進、並びに最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られるとともに、廃棄物循環型社会の形成を図るものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・ごみの排出抑制とリサイクルを主体とした循環型社会の構築
- ・廃棄物の適正処理による地域環境の保全
- ・市民・事業者・行政が一体となったごみの排出抑制や資源化の促進

3 計画期間

本計画の計画期間は、平成 23 年 4 月を始期とする 5 か年間とし、3 年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトルを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（法第8条第2項第1号）

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
容器包装廃棄物	950t	936t	922t	908t	895t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出を抑制するため、以下の事業を実施する。なお、実施にあたっては、市民、事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図る。

(1) 廃棄物減量等推進審議会の開催

学識経験者、廃棄物回収業者、事業者、住民代表（公募委員を含む）及び関係行政機関で組織し、一般廃棄物の減量等、廃棄物行政に関する重要な事項を審議する。

(2) リサイクル推進員の設置継続

市内の各町内ごとに、1～2名のリサイクル推進員を設置し、地域の環境美化及びごみの減量化運動・資源化活動の推進のため、ごみの出し方・ごみの分別等について、地区住民に指導を行う。

(3) 資源有効利用促進事業補助制度の継続

町内会、婦人会、子ども会育成会、PTAなど市内の各団体が、再資源化対象物（古紙類）を回収する廃品回収事業に対し、回収量に応じて補助金を交付しているが、今後ごみの減量化や再資源化を推進するため、本制度を継続して実施する。

(4) 教育・啓発活動の充実

学校や地域社会の場において、副読本等を活用した環境教育、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取り組みや、ごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、処理経費の増加等、ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

(5) 過剰包装の抑制

簡易包装協力店指定制度等を導入するなど、スーパーマーケット等小売店で
の包装の簡素化を推進する。

(6) 買い物袋持参運動の推進

買い物袋持参運動を推進するとともに、スーパーマーケット等の小売包装の
抑制を行う。レジ袋無料配布中止協力店を拡大する。

(7) トレイ回収制度の拡充

トレイについて、市内量販店が実施している回収制度を拡大していく。

(8) 再生品等の利用促進

リターナブル容器、再生資源を原材料に利用した製品の利用、販売の促進。

(9) 不要品交換制度

家庭で不要あるいは必要な品物についての情報提供を行い、リサイクルを促
進することにより、ごみの減量化を図る。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係
る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

ごみ処理施設の状況、最終処分場の残余容量及び再商品化計画等を総合的に勘案
し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、収集機材、中間処理施設の選別施設等を勘案し、収集に係
る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶類
主として 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ビン類
主として紙製の容器であって飲料を充てんす るためのもの（原材料としてアルミニウムが 利用されているものを除く）	古紙類（飲料用紙パック）
主として段ボール製の容器	古紙類（段ボール）
主として紙製の容器包装であって上記以外の もの	段ボール以外の紙製容器包装 古紙類（その他の紙）
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製 の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんす るためのもの	ペットボトル

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

【容器包装】

(単位：t)

	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
主としてスチール製の容器	89		87		86		85		83	
主としてアルミ製の容器	53		52		51		50		50	
無色のガラス製容器	(合計) 57		(合計) 56		(合計) 55		(合計) 55		(合計) 54	
	(引渡) 0	(独自) 57	(引渡) 0	(独自) 56	(引渡) 0	(独自) 55	(引渡) 0	(独自) 55	(引渡) 0	(独自) 54
茶色のガラス製容器	(合計) 109		(合計) 108		(合計) 106		(合計) 104		(合計) 103	
	(引渡) 0	(独自) 109	(引渡) 0	(独自) 108	(引渡) 0	(独自) 106	(引渡) 0	(独自) 104	(引渡) 0	(独自) 103
その他のガラス製容器	(合計) 23		(合計) 23		(合計) 23		(合計) 22		(合計) 22	
	(引渡) 0	(独自) 23	(引渡) 0	(独自) 23	(引渡) 0	(独自) 23	(引渡) 0	(独自) 22	(引渡) 0	(独自) 22
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	4		4		4		4		4	
主として段ボール製の容器	257		253		249		246		242	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 59		(合計) 58		(合計) 57		(合計) 56		(合計) 55	
	(引渡) 0	(独自) 59	(引渡) 0	(独自) 58	(引渡) 0	(独自) 57	(引渡) 0	(独自) 56	(引渡) 0	(独自) 55
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 64		(合計) 63		(合計) 62		(合計) 61		(合計) 60	
	(引渡) 0	(独自) 64	(引渡) 0	(独自) 63	(引渡) 0	(独自) 62	(引渡) 0	(独自) 61	(引渡) 0	(独自) 60
容器包装資源物 合計	715		704		693		683		673	

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法2条第6項に規定する主務省令で定めるものの量の見込みについては、直近3ヵ年（平成19年度～平成21年度）の再商品化量実績の平均に人口変動率を乗じて算出する。

人口予測値については、自然動態のみを考慮したコーホート要因法にて算出した平成26年度の人口予測値を参考に各年度ほぼ同様の変動を見込んで算出した。

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
人	人	人	人	人
37,239	36,685	36,131	35,577	35,031
(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)	(対前年度比)
%	%	%	%	%
98.53	98.51	98.49	98.47	98.47

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制等を活用して行う。

なお、現在、町内会や市民団体によるリサイクル活動に対する資源有効利用促進事業補助制度等については、継続して行うものとする。

(別表 分別収集実施主体)

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

平成18年4月より広域ごみ処理施設が稼動し、大野・勝山地区広域行政事務組合の施設において、選別、圧縮、保管を行う。

(別表 分別収集の用に供する施設計画)

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

(法第8条第2項第7号)

・市民や事業者の意見、要望を取り入れるとともに、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、廃棄物減量等推進審議会や各町内ごとに設置するリサイクル推進員の方々の意見等を反映する。

・現在、市が実施している資源有効利用促進事業補助制度など、市民による資源リサイクル事業について支援を行う。

10の別表

分別収集実施主体

容器包装廃棄物

種 類	収集に係る 分別の区分	収集・運搬の段階	選別・保管等 の段階
スチール製容器	缶類	市主体による定期回収	広域施設
アルミ製容器			
無色のガラス製容器	ビン類	市主体による定期回収	広域施設
茶色のガラス製容器			
その他のガラス製容器			
飲料用紙製容器	古紙類 (飲料用紙パック)	市主体による定期回収 スーパー店頭等にて回収	広域施設 民間業者
段ボール	古紙類 (段ボール)	市主体による定期回収 住民団体による集団回収	広域施設 民間業者
飲料用紙製容器、段ボール以外の紙製容器包装	古紙類 (その他の紙)		
ペットボトル	ペットボトル	市主体による定期回収	広域施設

分別収集の用に供する施設計画

容器包装廃棄物

種 類	分別の区分	収集容器等	収集車	中間処理
スチール製容器	缶類	中身の見える袋、推奨袋	パッカー車	広域施設
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	ビン類	中身の見える袋、推奨袋	パッカー車 4 t ダンプ車	
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	古紙類 (飲料用紙パック)	ひもで縛る	パッカー車 4 t ダンプ車	
段ボール	古紙類 (段ボール)			
飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装	古紙類 (その他の紙)	(小さいものは、紙袋に入れて) ひもで縛る		
ペットボトル	ペットボトル	中身の見える袋、推奨袋	パッカー車	